

第 2 2 回
会津坂下町農業委員会総会
議事録

令和 7 年 4 月 2 1 日（月） 午後 3 時 0 0 分

会津坂下町役場本庁舎 3 階 大会議室

会津坂下町農業委員会

第22回 会津坂下町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年4月21日（月）午後3時00分～3時55分
- 2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室
- 3 出席委員（9人）・出席推進委員（6名）

1番 鈴木 寿夫	2番 鈴木 清介
3番 渡部 敦	4番 永山 廣隆
5番 渡辺 清栄	6番 木村 行男
8番 五十嵐 朱美	9番 五十嵐 智子
10番 二瓶 義典	
坂下地区 小林 雅博	若宮地区 山内 和之
金上地区 齋藤 嘉美	広瀬地区 橋本 善和
川西地区 齋藤 文範	高寺地区 藤川 将仁
- 4 欠席委員・推進委員（2人）

7番 渡部 淳	八幡地区 桑原 博之
---------	------------
- 5 遅刻委員（0人）
- 6 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 会期の決定について
 - 第3 報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 第4 議案第72号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第73号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第74号 会津坂下農業振興地域整備計画の変更（案）について
 - 議案第75号 会津坂下町農地利用集積等促進計画（案）について
- 7 農業委員会事務局職員

事務局長 渡部 聡	事務局次長 佐藤 良二郎
農地管理係長 荒井 貴史	係員 大場 智鶴
- 8 会議の概要

議長	本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折りご出席をいただきまして、ありがとうございます。 それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。 只今の出席委員は、7番 渡部委員より欠席の届出があり9名です。定足数に達しております。 また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は、八幡地区 桑原推進委員より欠席の届出があり6名です。 それでは、第22回農業委員会総会を開会いたします。 まず、前回審議した結果について事務局より経過報告をお願いいたします。
事務局	まず、議案第66号の農地法3条の所有権移転の各案件については、申請者に対し許可書を交付済みです。 次に議案第67号の農地法第5条の坂本地区の駐車場用地、雪捨て場用地への転用については申請者に対し許可書を交付済みです。 次に議案第68号の現況確認証明については申請者に対し非農地である証明書を交付しました。 次に議案第69号の遊休農地の非農地判断については、各所有者に対し非農地通知書を交付しました。一定期間経過後の今月下旬に法務局へ地目変更申請を行うこととしております。 次に議案第70号の会津坂下町農用地利用集積計画については、貸手、借手の両者に集積計画書の抄本を交付済みです。 次に議案71号の会津坂下町農用地利用集積等促進計画の各案件については、県での公告となるため、町長に対し異議がない旨報告し、関係書類を公社へ進達しております。以上、報告します。
議長	それでは議事に入ります。本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。
議長	日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員として、2番 鈴木委員、3番 渡部委員の2名を指名いたします。
議長	日程第2「会期の決定について」を議題といたします。お諮りい

	たします。 第 22 回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 【異議なしの声あり】
議長	異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。 次の日程に入る前に、確認をしておくことがあります。 議題の各案件については、個人名等を伏せて調査報告をお願いします。 また、質疑採決は、1 件ごとに行います。
議長	日程第 3 報告第 20 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 (事務局朗読)
議長	本件について、事務局に説明を求めます。
事務局	1 号案件、2 号案件とも、公社と耕作者の合意解約であり、今後はいずれも別の耕作者が当該地を担う予定となっております。
議長	事務局報告のとおり受理いたしましたので、ご承知おき願います。
議長	日程第 4 議案第 72 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 (事務局朗読)
議長	1 号案件から 5 号案件について、事務局に説明を求めます。
事務局	1 号案件・2 号案件は、これまで相対で賃貸借契約をしていましたが、このたび売買による所有権移転をすることとなった案件です。 3 号案件は、親子間での生前贈与による所有権移転です。 4 号案件は、新規就農者である被設定人がこれまで祖父である設定

	人の所有する当該農地で、トマトやサツマイモ等の栽培をしておりましたが、今回正式に使用貸借権を設定するものです。 5号案件は、これまで相対で賃貸借契約をしていましたが、このたび売買による所有権移転をすることとなった案件です。
議長	1号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
金上地区 齋藤推進委員	1号案件について調査の結果を報告します。譲渡人へ本日電話にて、譲受人へ4月18日電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。1号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	次に2号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
金上地区 齋藤推進委員	2号案件について調査の結果を報告します。譲渡人・譲受人共に4月18日に電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。2号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】

議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。2 号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって、2 号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	次に 3 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
金上地区 齋藤推進委員	3 号案件について調査の結果を報告します。譲渡人・譲受人共に 4 月 18 日に電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。3 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。3 号案件について賛成の委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって、3 号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	次に 4 号案件について、事務局より調査報告を求めます。
事務局	議案書に記載の内容を確認し、相違なかったことをご報告します。
議長	質疑に入ります。4 号案件についてご質問ご意見はございませんか。

	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 4 号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、4 号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	次に 5 号案件について事務局に調査報告を求めます。
事務局	本日欠席の桑原推進委員より調査報告をお預かりしておりますので、代わって報告します。 5 号案件の譲受人について、電話にて申請地、土地代金等について調査しました。結果、議案書に記載のとおり間違いありませんでしたとの報告を受けております。 また譲渡人については事務局で調査し、議案書に記載のとおり間違いなかったことをご報告いたします。
議長	質疑に入ります。5 号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 5 号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、5 号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	議案第 73 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

	を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 (事務局朗読)
議長	本件について、事務局に説明を求めます。
事務局	申請人、申請地、転用の目的、施設の面積、土地代金、工事期間及び申請の事由は、議案書に記載のとおりです。土地代金は、併用地である宅地を含む金額となります。 本件は、譲受人が住宅を新築するに当たり、商店街に近く利便性の良い当該申請地を住宅用地として転用したいというものです。農地転用許可基準の立地基準は、当該申請地は用途区域内にある農地であり第3種農地です。 一般基準は、資力については全額自己資金で賄い、申請地を住宅用地にすることに対し、妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は町道側溝へ排水となっており、隣接地に農地もなく、転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。
議長	本件について、事務局に調査報告を求めます。
事務局	本日欠席の渡部委員より調査報告をお預かりしておりますので、代わって報告いたします。 4月15日事務局とともに現地を確認しました。申請地は住宅街にあり、周辺に農地もなく転用することに問題ないことを確認しました。 また、譲渡人、譲受人には4月11日に電話にて申請地、土地代金等について確認しました。 結果、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。との報告を受けております。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】

議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	議案第 74 号「会津坂下農業振興地域整備計画の変更（案）について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 （事務局朗読）
議長	本件について事務局に説明を求めます。
事務局	本件は土地所有者より地目変更したいとの申出があったものです。 当該地は農振地域内であるため、地目変更をするには農振地域整備計画から除外する必要があることから、変更申請があったものです。 15 ページの変更理由にもあるとおり、当該地は周囲が雑木で囲まれ、耕作条件が悪く 40 年以上に渡って耕作されておらず、原野化しており、今後も農地として利用することは困難であることから、農振除外は致し方ないものと考えます。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり変更すること

議長	に異議がない旨の意見を付することに決しました。 議案第 75 号「会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 （事務局朗読）
議長	1 号案件から 59 号案件について事務局に説明を求めます。
事務局	1 号は公社が高寺地区の田 15, 441 m²を借入れ、2 号は公社が高寺地区の田 2, 782 m²を借入れ、1 号 2 号を併せて 3 号の高寺地区の認定農業者である法人へ集積します。 次に 4 号は公社が川西地区の田 5, 094 m²、畑 6, 103 m²を借入れ、5 号の川西地区の認定農業者へ集積します。 次に 6 号は公社が八幡地区の田 840 m²を借入れ、7 号の認定農業者である法人へ集積します。 次に 8 号は公社が広瀬地区の田 5, 537 m²を借入れ、9 号は公社が広瀬地区の田 16, 944 m²を借入れ、10 号は公社が広瀬地区の田 9, 906 m²、畑 1, 317 m²を借入れ、11 号は公社が広瀬地区の田 11, 059 m²を借入れ、8 号から 11 号を併せて 12 号の広瀬地区の認定農業者へ集積します。 次に 13 号は公社が金上地区の田 1, 309 m²を借入れ、14 号は公社が金上地区の田 1, 819 m²を借入れ、15 号は公社が金上地区の田 17, 613 m²を借入れ、13 号から 15 号を併せて 16 号の金上地区の農業者へ集積します。 次に 17 号は公社が金上地区の田 5, 971 m²を借入れ、18 号の金上地区の認定農業者へ集積します。 次に 19 号は公社が若宮地区の田 22, 390 m²を借入れ、20 号は公社が若宮地区の田 3, 004 m²を借入れ、19 号、20 号を併せて 21 号の若宮地区の認定農業者である法人へ集積します。 次に 22 号は公社が若宮地区の田 15, 479 m²を借入れ、23 号の若宮地区の認定農業者へ集積します。 次に 24 号は公社が高寺地区の田 15, 021 m²を借入れ、25 号は公社が高寺地区の田 10, 639 m²、畑 5, 249 m²を借入れ、26 号は公社が高寺地区の田 17, 749 m²、畑 4, 957 m²を借入れ、24 号から 26 号を併せて 27 号の高寺地区の認定農業者である法人へ集積します。

	次に 28 号は公社が若宮地区の畑 4,008 m²を借入れ、29 号は公社が若宮地区の畑 1,040 m²を借入れ、30 号は公社が若宮地区の畑 190 m²を借入れ、31 号は公社が若宮地区の畑 745 m²を借入れ、32 号は公社が若宮地区の畑 287 m²を借入れ、33 号は公社が若宮地区の畑 3,339 m²を借入れ、34 号は公社が若宮地区の畑 872 m²を借入れ、35 号は公社が若宮地区の畑 771 m²を借入れ、28 号から 35 号までを併せて 36 号の若宮地区の認定新規就農者へ集積します。 次に 37 号は公社が若宮地区の田 5,316 m²を借入れ、38 号の若宮地区の認定農業者へ集積します。 次に 39 号は公社が金上地区の田 3,267 m²を借入れ、40 号の金上地区の認定農業者である法人へ集積します。 次に 41 号は公社が金上地区の田 1,919 m²を借入れ、42 号の金上地区の認定農業者である法人へ集積します。 次に 43 号は公社が広瀬地区の田 12,319 m²を借入れ、44 号は公社が広瀬地区の田 10,973 m²を借入れ、45 号の広瀬地区の認定農業者と 46 号の広瀬地区の認定農業者である法人へ分けて集積します。 次に 47 号は公社が若宮地区の田 6,943 m²、畑 578 m²を借入れ、48 号は公社が若宮地区の田 8,707 m²、畑 2,846 m²を借入れ、49 号は公社が若宮地区の田 9,127 m²を借入れ、50 号は公社が若宮地区の田 19,300 m²、畑 6,777 m²を借入れ、51 号は公社が若宮地区の田 5,347 m²を借入れ、52 号は公社が若宮地区の田 962 m²を借入れ、53 号は公社が若宮地区の田 2,382 m²を借入れ、54 号は公社が若宮地区の田 8,553 m²を借入れ、55 号は公社が若宮地区の田 90 m²を借入れ、56 号は公社が若宮地区の田 150 m²を借入れ、57 号は公社が若宮地区の田 5,953 m²を借入れ、58 号は公社が若宮地区の田 2,276 m²を借入れ、47 号から 58 号までを併せて、59 号の若宮地区の認定農業者である法人へ集積します。
議長	関連がありますので 1 号案件から 3 号案件について、一括して担当委員より調査報告を求めます。
高寺地区 藤川推進委員	1 号案件から 3 号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に 4 月 13 日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

議長	質疑に入ります。1 号案件から 3 号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1 号案件から 3 号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、1 号案件から 3 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次に 4 号案件 5 号案件について担当委員の調査報告を求めます。
4 番 永山委員	4 号案件 5 号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に 4 月 13 日に面談し、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。4 号案件 5 号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 4 号案件 5 号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、4 号案件 5 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。

議長	次に 6 号案件 7 号案件について担当委員の調査報告を求めます。
坂下地区 小林推進委員	6 号案件 7 号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に 4 月 13 日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため 9 番五十嵐委員の退場を命じます。 (五十嵐委員 退場)
議長	質疑に入ります。6 号案件 7 号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 6 号案件 7 号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、6 号案件 7 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	9 番 五十嵐委員の入場を認めます。 (五十嵐委員入場)
議長	次の案件は関連がありますので 8 号案件から 12 号案件について一括して担当委員より調査報告を求めます。
10 番 二瓶委員	8 号案件から 12 号案件について調査の結果を報告します。9 号案件については事務局より報告します。貸手・借手共に 4 月 12

	日に訪問し設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて事務局に調査報告を求めます。
事務局	9号案件については事務局で調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。8号案件から12号案件についてご質問ご意見はございますか。
	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 8号案件から12号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。
	《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、8号案件から12号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次の案件も関連がありますので13号案件から16号案件について一括して担当委員より調査報告を求めます。
6番 木村委員	13号案件から16号案件について調査の結果を報告します。14号案件については事務局より報告します。貸手・借手共に4月13日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて事務局に調査報告を求めます。
事務局	14号案件については事務局で調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

議長	質疑に入ります。13 号案件から 16 号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 13 号案件から 16 号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、13 号案件から 16 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次に 17 号案件 18 号案件について担当委員の調査報告を求めます。
金上地区 齋藤推進委員	17 号案件 18 号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に 4 月 18 日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。17 号案件 18 号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 17 号案件 18 号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって 17 号案件 18 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。

議長	次の案件は関連がありますので 19 号案件から 21 号案件について一括して担当委員より調査報告を求めます。
若宮地区 山内推進委員	19 号案件から 21 号案件について調査の結果を報告します。19 号案件について貸手へ 4 月 15 日に訪問にて、借手へ同日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。20 号案件については貸手へ連絡を取ることができなかったため、借手へ確認し、議案書に記載のとおり間違いのないことを確認しました。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため 3 番 渡部委員の退場を命じます。 (渡部委員退場)
議長	質疑に入ります。19 号案件から 21 号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 19 号案件から 21 号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、19 号案件から 21 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	3 番 渡部委員の入場を認めます。 (渡部委員入場)
議長	次に 22 号案件 23 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

3番 渡部委員	22号案件 23号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に4月16日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。22号案件 23号案件についてご質問ご意見はございますか。
	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 22号案件 23号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。
	《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって22号案件 23号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次の案件は関連がありますので24号案件から27号案件について一括して担当委員より調査報告を求めます。
5番 渡辺委員	24号案件から27号案件について調査の結果を報告します。24号案件については4月14日訪問にて、25号案件から27号案件については電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため高寺地区 藤川推進委員の退場を命じます。
	(藤川推進委員 退場)
議長	質疑に入ります。24号案件から27号案件についてご質問ご意見はございますか。

	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 24 号案件から 27 号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、24 号案件から 27 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	高寺地区 藤川推進委員の入場を認めます。 (藤川推進委員 入場)
議長	次の案件は、議事参与の制限を受けますので、ここで議長を鈴木会長職務代理者に交代します。
鈴木会長職務代理者	それでは、暫時議長を交代いたします。 次の案件は関連がありますので、28 号案件から 36 号案件について、一括して担当委員より調査報告を求めます。
3 番 渡部委員	28 号案件から 36 号案件について調査の結果を報告します。事務局とともに電話等で設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
鈴木会長職務代理者	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため 1 番 鈴木委員の退場を命じます。 (鈴木委員退場)
鈴木会長職務代理者	質疑に入ります。28 号案件から 36 号案件についてご質問ご意見はございませんか。

	【ありません】
鈴木会長職務 代理者	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 28 号案件から 36 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
鈴木会長職務 代理者	挙手全員であります。よって、28 号案件から 36 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
鈴木会長職務 代理者	1 番 鈴木委員の入場を認めます。 (鈴木委員入場)
鈴木会長職務 代理者	議長を交代いたします。
議長	次に 37 号案件 38 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
若宮地区 山内推進委員	37 号案件 38 号案件について調査の結果を報告します。貸手については町外のため事務局へ確認を依頼し、借手へ 4 月 15 日訪問にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて事務局に調査報告を求めます。
事務局	37 号案件の貸手に対し議案書に記載の内容を確認し、相違なかったことをご報告します。
議長	質疑に入ります。37 号案件 38 号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】

議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 37 号案件 38 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、37 号案件 38 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次に 39 号案件 40 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
金上地区 齋藤推進委員	39 号案件 40 号案件について調査の結果を報告します。貸手については町外のため事務局へ確認を依頼し、借手へ 4 月 18 日電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて事務局に調査報告を求めます。
事務局	39 号案件の貸手に対し議案書に記載の内容を確認し、相違なかったことをご報告します。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため 6 番 木村委員の退場を命じます。 (木村委員 退場)
議長	質疑に入ります。39 号案件 40 号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 39 号案件 40 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

	《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、39 号案件 40 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	6 番 木村委員の入場を認めます。 (木村委員 入場)
議長	次に 41 号案件 42 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
金上地区 齋藤推進委員	41 号案件 42 号案件について調査の結果を報告します。貸手については町外のため事務局へ確認を依頼し、借手へ 4 月 18 日電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて事務局に調査報告を求めます。
事務局	41 号案件の貸手に対し議案書に記載の内容を確認し、相違なかったことをご報告します。
議長	質疑に入ります。41 号案件 42 号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 41 号案件 42 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。
	《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、41 号案件 42 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。

議長	次は関連がありますので 43 号案件から 46 号案件について、一括して担当委員より調査報告を求めます。
10 番 二瓶委員	43 号案件から 46 号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に 4 月 12 日訪問にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため 8 番 五十嵐委員の退場を命じます。 (五十嵐委員 退場)
議長	質疑に入ります。43 号案件から 46 号案件についてご質問ご意見はございませんか。
議長	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 43 号案件から 46 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、43 号案件から 46 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	8 番 五十嵐委員の入場を認めます。 (五十嵐委員 入場)
議長	次も関連がありますので、47 号案件から 59 号案件について、一括して担当委員より調査報告を求めます。
3 番 渡部委員	47 号案件から 59 号案件について調査の結果を報告します。事

議長	務局とともに電話等で設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。47 号案件から 59 号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 47 号案件から 59 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、47 号案件から 59 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。これをもちまして、第 22 回農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 4 月 2 1 日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会会長

署名委員

署名委員